

流山市文化会館における市民会館（ホール等）の使用許可申請日前の申請について（ガイドライン）

流山市文化会館における市民会館（ホール等）の使用について、流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例第11条第1項及び同条例施行規則第5条第2項並びに第7条により、使用許可申請日前の施設予約の申し込みについて、次のとおり定める。

記

1 適用範囲

- (1) 流山市民団体の事業及び流山市民を対象とする事業であること。
- (2) 社会教育、地域福祉、生涯学習等の振興等、市の施策上必要と認める事業であること。

2 期日前の日安

- (1) 年1回の定期的な発表会など、会員の研鑽及び関係者への周知等に期間を要するため、1年以上前の会場確保が必要な場合は、おおよそ1年3か月前を原則とする。
- (2) 定期的な発表会は、その団体の事業年度で1回を原則とする。
- (3) 千葉県や東葛飾地区の持ち回りで実施している研究大会等については、前2項のかぎりでない。

3 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 添付書類
 - ① 開催要項案
 - ② 使用目的がわかる書類（県等からの通知、前回の実績等）
 - ③ 団体活動がわかる書類（既に、社会教育登録団体等によって、公民館等に提出している場合は不要とする。）

4 使用許可の取消し、日時・場所の変更等

- (1) 市、教育委員会、公民館等の公的な事業が入った場合は、使用許可の取り消しや日時・場所の変更を行わなければならない。なお、取消及び変更に伴うあらゆる費用については、申請者の負担とする。

5 施行期日

平成27年3月1日から適用する。

【適用条文】

◎流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例

○第11条第1項（使用の許可）

施設等を使用とする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

◎流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則

○第5条第2項（市民会館の使用許可申請）

前項の申請は、使用日の12月前から7日前までに行わなければならない。ただし、ホワイエについては、使用日の6月前から7日前までの間に、行わなければならない。

○第7条（使用許可の順位）

使用許可の順序は、申請の順序によりこれを行い、同時に申請のあったときは、協議又は抽選により決める。ただし、公用又は公共用のため教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

平成 年 月 日

(宛先) 流山市教育委員会

(申請者) 団体名

氏 名
代表者 住 所
電話番号

流山市文化会館の使用許可申請日前の施設予約について
流山市文化会館を次のとおり使用したいので、使用許可申請日前に施設の予約を
お願いします。

記

1 事業名

2 使用目的及び内容

(1) 目的

(2) 具体的な理由

(3) 共催、後援等の有無

3 使用日時及び施設

(1) 使用日時 平成 年 月 日 () 時 分から
平成 年 月 日 () 時 分まで

(2) 使用施設 ホール

※使用日時及び施設が複数の場合は、一覧表で添付

4 添付書類 (別紙のとおり)

- ① 開催要項
- ② 使用目的がわかる書類
- ③ 団体活動がわかる書類

5 同意事項

(1) 使用許可の取消し、日時・場所の変更等

使用許可が出た後に、文化会館からの許可の取り消しや日時・場所の変更することについて、同意します。また、取消及び変更に伴い、費用が生じた場合は、申請者が負担します。

(2) キャンセル

キャンセルする場合は、文書で提出します。また、取消料が生じた場合は、申請者が負担します。